



五ノ井惣一郎 議員

1、柳の目西地区災害公営住宅整備事業に問う

- Q** ①赤井柳の目西地区へ100戸追加のこれまでの経過を伺う。
- Q** ②用地選定の経緯は。
- Q** ③予定地の残地は既に埋められている調整区域であるが、今後の方策は。
- Q** ④業者は既に決定しているようだが、その経緯について伺う。
- Q** ⑤西地区に災害公営住宅

Q 災害公営住宅追加事業に問う

A 柳の目西区へ災害公営住宅整備

①赤井柳の目西地区へ100戸追加のこれまでの経過を伺う。

により、周辺の調整区域の土地利用も早期に図らねばならないが考えを伺う。

A 市長 ①柳の目西組織する赤井南一團土地利用連絡会より、柳の目西地区の水田作付け不能な耕地に災害公営住宅の整備の嘆願書の提出により第15回復興交付金で承認された②既に新たな生活を開始され

ている柳の目東住宅を含む地域で連坦した街並みに配慮した③地権者のご意向により活用頂くものと認識④民間活力の導入による民間買収方式で行い、これまでの整備実績のある東松島市工務店協同組合とし、調整を進める⑤今後共、地域の土地利用推進に向け検討する。



▲増工が待たれる浅井地区センター裏山の崖崩れ



古川 泰広 議員

- 1、土砂災害警戒区域等の指定とその対策について
- 2、コミュニティ・スクール導入に当たっての取り組みについて

Q がけ崩れ対策工事の推進を図れ

A 県と協議し区域指定と対策工事の推進を図る

Q ①本年8月、県は土砂災害防止法に基づき東松島市内の危険箇所8カ所を新たに土砂災害警戒区域に指定したが今回の指定によって東松島市内の警戒区域は24カ所となった。指定によって住宅建築の制限など各種規制が掛けられることとなるが、規制だけでなく、がけ崩れ対策工

A 市長 ①整備見通事の推進を図るべきであり、今後の整備見通しを伺う②浅井地区大栗地区のがけ崩れ箇所は何ら対策が取られていないがこれまでの経過と今後の対策は③浅井地区センター裏山のがけ崩れ対策は一部施工されているものの未完成であり、早期着工すべきである。

しは難しい状況にあるが、積極的に県との協議を行い、急傾斜地崩壊危険区域の指定ならびに対策工事の推進を図ってきたい②平成22年度から県に継続して要望しているが、早期採択を目指し今後も強く要望する③本年9月に工事入札・契約を行い、年度内の完成を予定している。



▲柳の目西地区免許センター西側の柳の目災害公営住宅の建設予定地